

◇ 特別寄稿 ◇

台湾民法改正の最新動向（2・完）

台湾民法における 「解除」の改正動向をめぐって**

陳 洸 岳*

一 はじめに

解除は、損害賠償と並んで、債務不履行にかかわる重要な救済方法であるため、法改正の際の議論の焦点となることは、想像に難しくない。そこで、本稿は台湾における解除に関する改正の動向を取り上げる。

本稿の説明順序としては、まず台湾における解除に関する規定をベースに、現在の展開状況と問題点の確認を行うこととする。この部分では、最後に添付している〔別表〕を参照いただければわかるように、台湾の現行規定は実に改正前・改正後の日本法の規定と類似しているところが多い。このような類似性から、改正の参考とするために、ご教示をいただきたいというのが本稿の目的でもある。

現状の説明に引き続いて、現在進行中の改正作業のたたき台として、法務部（日本の法務省に相当する）の委託を受けた研究チームが2016年12月に提出した研究成果報告書¹⁾（以下「研究報告書」と称する）に基づいて、そ

* チン・コウガク 政治大学法学院副教授

** この場を借りて、本シンポジウムを企画し、報告の機会を与えてくださった立命館大学小田美佐子教授、静岡大学朱曄教授、並びに貴重なご教示を賜った松岡久和教授に厚く御礼を申し上げます。

1) 法務部「民法債務不履行、瑕疵擔保責任及請求權時效制度規範之檢討與立法建議—以現
代國際契約法的發展趨勢」委託研究案成果報告書（國立臺灣大學法律學系、2017年11月）

で具体的に提案された内容を若干の検討を交えながら、改正の方向の概要（以下「改正案」と称する）を紹介する²⁾。

二 現行規定の適用に関して

（一）解除権の発生事由

1. 催告について

254条によると、履行遅滞による解除は、原則的には相手方に対して催告をしなければならないが、その前提としてまず履行遅滞が生じていることが必要である。そこで、当事者が決まった期限を約束していれば、期限が到来した時点で履行しなければ、それで履行遅滞になり（229条1項）、債権者が一回の催告さえすれば足りるのである。ところが、履行期限の定めがない場合、債権者の最初の期限付きの催告は履行遅滞責任を生じさせるのみであり、契約を解除しようとするならば、さらに254条の催告をしなければならない、とする説がある³⁾。これに対して、意思表示の解釈を通じて、債権者が行った催告は、履行遅滞責任を生じさせる意味がある一方、解除権を生じさせる意味も含まれているとする学説がある⁴⁾。債権者による解除権行使可能性の向上、並びに特に債務者に不利益をもたらすわけではない、という観点から考えれば、後者に賛同する。

なお、催告に際しての「相当の期間」の要件に関して、それが不相当な場合、解除権の行使まで客観的に相当な期間が経過していれば、催告が有

24日）。<https://www.moj.gov.tw/2204/2645/2687/23442/post>（2022年9月25日最終閲覧）

2) 2018年から、法務部が「民法債編研究修正小組」（民法債権編改正検討チーム）を立ち上げ、債権法改正の草案を練る作業に着手し、現在に至る。草案の内容については、なお非公開の内部資料として整理されているところであるため、本稿では、メンバーのコンセンサスを得た方向性のみを示す。

3) 孫森焱『民法債編總論（下）修訂新版』（自版、2000年）750頁。

4) 劉春堂『民法債編通則（一）契約法總論』（自版、2001年）382頁、林誠二『民法債編新解—體系化解説（下）』（瑞興、2013年）282頁。

効である、とするのは特に異論がない⁵⁾。

2. 不完全履行について

227条1項によれば、「債務者の責めに帰すべき事由による不完全給付が生じた場合、債権者は、履行遅滞又は履行不能に関する規定に基づいてその権利を行使することができる」。どちらを適用するのは、給付が追完できるかどうかによる。そこで、追完できる場合は、まず債務者が追完の催告を受けてからも追完しなければ、初めて債権者は解除をすることができる。言い換えれば、追完可能な場合には、債権者は全く追完を求めず、または債務者が追完の催告に応じれば、債権者による解除権の行使を認めはならない⁶⁾。

3. 履行期限の前の解除

履行期限が到来する前に、履行不能が確実になった場合、債権者は履行期限がまだ到来しなくても解除権を行使できる、と認められている⁷⁾。しかし、債務者が履行期限の前に履行を拒絶すれば、債権者は、期限が到来する前に契約を解除できるかどうか、という問題に対して、見解は必ずしも一致しているわけではない。肯定説は、履行期限の前の給付拒絶が当事者間の信頼関係を破壊しているから、債権者が直ちに解除できると主張する一方、否定説は、債務者の期限の利益を奪うべきではなく、履行期限が到来するまで、できるだけ債務者が履行する可能性を尊重すべきであると

5) 当事者間に催告の際の定めた期間を約束していながら、債権者が実際に定めた期間がそれよりも短かった事例に対して、最高法院は「催告してから、約束の期間がすでに経過しているにもかかわらず、債務者は依然として履行をしないのであれば、信義則に基づいて債権者が解約を解除できると解すべきである」と判示した(最高法院2001年台上字第1231号判決)。法定解除に定めた期間が不相当な場合にも「催告後相当な期間が経過すれば足りる」とされている(1984年度第1次民事庭會議決議(一))。

6) 最高法院2011年台上字第2257号判決。

7) 孫森焱・前掲書755頁、林誠二・前掲書283頁。

主張する⁸⁾。このような対立している議論を決着づけるには、やはり明確な規定を待つしかない。

4. 付随義務の違反による解除

付随義務に違反すれば契約を解除することができるのかという議論について、学説は早くから、その違反が契約の目的の実現又は達成を妨げるほどのものであれば、解除権の発生事由となりうると認めた⁹⁾。これに対して、最高法院はようやく2011年の判決で「付随義務は契約の元素又は要素を構成する本質的なものではないため、それに違反すれば、債権者は基本的には損害賠償のみを請求できる。しかし、付随義務の違反が給付の目的に関わり、しかも契約の目的の達成に影響を及ぼすほどのものであり、それで債権者がその契約を締結して得ようとする利益が実現できなければ、その違反は、主たる義務に違反することによって債権者にもたらされた結果と本質的には相違ないものであるから、債権者に解除権を与えるのが相当である。これによって、債権者の利益は完全に守られ、契約のあるべき規範機能と秩序も維持されうるのである」と判示した¹⁰⁾。この判決は付随義務違反による解除の可能性を明らかにした重要なリーディングケースであると位置づけられている。

(二) 解除権の行使

258条1、2項を見てわかるように、意思表示による解除権の行使¹¹⁾と解除の行使不可分原則はそれぞれ日本民法540条1項、544条1項に対応し

8) 姚志明「論拒絶給付」法學叢刊第43卷第3期（1998年7月）52頁参照。

9) 林誠二「論附隨債務之不履行與契約之解除」『民法理論與問題研究（修訂版）』（瑞興、1991年）413頁、劉春堂・前掲書384頁。

10) 最高法院2011年台上字第2号判決。

11) この意思表示は明示または黙示のいずれによってもよいが、契約を続ける招聘書を出さない方法で契約関係を解消する事例に対して、それが単なる沈黙にほかならないから、解消の効力は生じないとされている（司法院1936年2月7日院字第1410号解釋）。

ている。ところが、解除権消滅不可分原則については、日本民法544条2項に相当する明文の規定はない。学説によると、複数の解除権者の一人が相手方に対する解除権が消滅した場合、解除権者全体による解除権の行使ができなくなるから、結果的には解除権の行使ができなくなることにつながる。そのため、明文の規定がなくても特に支障がないと言われる¹²⁾。このような見解は、「成果報告書」の段階では議論されていなかったが、改正案の段階で賛同された結果、明文規定を置くのが見送られた。

さらに、解除の意思表示には、停止条件と始期を付けることができる。従って、催告の際に、所定の期間内に履行しなければ解除すると表示すれば、それが停止条件の付く解除の意思表示に相当し、債務者が所定の期間内に履行をしなければ、条件が成就したこととなるから、解除権者が改めて解除の意思表示をしなくても解除の効力が生じる、とされている¹³⁾。これに対して、解除による効力の安定性を保つために、解除条件と終期を付けることはできない、というのが一般的である。

なお、258条3項は「解除の意思表示は取り消すことができない」と定めており、それが「撤回」の間違いであるとも考えられるが、通説によると、意思表示の本質を考えれば、「取消し」でも「撤回」でも特に意味がない。なぜなら、意思表示そのものは錯誤、詐欺、強迫といった不健全な要素が含まれていれば、もともと当該意思表示を取り消すことができるし、到達主義の下で当該意思表示がまだ効力が生じていなければ、表意者は当然自由にそれを撤回することができるからである¹⁴⁾。

12) 劉春堂・前掲書389頁。

13) 最高法院1997年台上字第2012号判決。

14) 劉春堂・前掲書388頁、孫森焱・前掲書670頁、林誠二・前掲書289頁、鄭玉波（陳榮隆修訂）『民法債編總論』（三民、1998年）435頁。

（三） 解除の効果

1. 直接効果説

契約が解除されてからの効果については、いわゆる直接効果説が一般的に認められている。そして、判例の見解によると、解除によって契約の効力は遡及的に消滅し、当事者が契約を締結していなかったという状態に戻り、まだ履行されていない部分は履行する必要がなくなり、すでに履行された部分はその給付した法律上の原因がなくなったことにより、それぞれ相手方から得た利益を返還しなければならなくなる。当事者間の相互返還義務を定める259条は、一般的には不当利得の返還方法と範囲を具体化する特別の規定であると位置づけられている¹⁵⁾と同時に、原状回復義務と不当利得の返還は、競合する関係にあり、いずれかに基づいて請求するのは当事者が自由に選択できる¹⁶⁾。

ところが、上述の判例の見解に対して、以前から原状回復義務は当事者間の元の債務がその形を変えた結果であると主張する学説がある。それによると、解除という制度は、当事者の一方の債権が満たされなくなったところで、それでもなお自らの契約上の給付義務に束縛されざるを得ないことを忌避して、契約関係（自らの給付義務）からの離脱を目指す債権者に与えた救済方法にはかならない。従って、解除の効力は、当事者が相手方に契約に基づく給付義務の履行を請求し得なくなる効果のみ生じさせる一

15) 劉春堂・前掲書392頁、林誠二・前掲書291頁、鄭玉波（陳榮隆修訂）・前掲書308頁、孫森焱・前掲書755頁。

16) 最高法院1934年台上字第3968号判決によると、「解除された契約は、遡及的にその効力を失い、最初から契約を締結しなかったことに等しい。これは契約の解消が将来に向けて契約の効力を失わせるのと異なる」。そして、最高法院1993年台上字第1292号判決によると、「契約の解除というのは、契約の当事者の一方が解除権を行使することによって、契約の効力を最初から失わせることをいう。契約が遡及的に効力を失った以上、契約の履行により利益を受けた者はその利益を受ける法律上の原因がなくなり、それが不当利得となるから、契約を履行するために給付をした相手方は、もとより民法259条に基づいて原状回復請求権を行使することができるが、不当利得請求権を行使することもできる。」（下線：筆者）。

方、当事者間の契約関係はすでに行われた給付の清算関係（原状回復義務）という新たな関係に変わるのである¹⁷⁾。この見解は、後述する「成果報告書」の改正提案の出発点ともなる。

2. 原状回復の方法と範囲

日本法に比べて、259条は原状回復の方法と範囲を比較的細かく定めている。その中で、同条6号は給付物の損傷・滅失又はその他の事由（例えばすでに第三者に売り渡した場合）により返還ができなければ、給付物の価額で返還しなければならない、となっている。この規定は、解除前の場合に限り適用し、しかも返還義務者の責めに帰すべき事由の有無を要件としないのである。これに対して、解除前に、解除権者の責めに帰すべき事由により、受領した物が損傷・滅失など返還できなくなった場合、解除権が消滅する、というのが262条の規定である。この二つの規定の適用対象は、いずれも解除前に起きた状態でありながら、解除権者に帰責事由の有無のみによって異なる効果をもたらす必要性があるのか、という整合性の問題が生じる。そこで、後の「成果報告書」、改正案ともにこれを改正の課題の一つとして取り上げている。

3. 非法定解除の効果について

当事者が契約を締結すると同時にまたは締約後に、契約を解除する権利を保留する（いわゆる約定解除権）と約束すれば、その解除権の行使と効果は、特に約定していなければ、257条から262条までの規定を適用すると一般的に認められている¹⁸⁾。ところが、合意解除になると、最高法院は、すでに給付の全部または一部が履行された場合の返還義務に関しては、当

17) 史尚寛『債法總論』（自版、1980年）533頁、王澤鑑『不當得利（増訂新版）』（自版、2009年）308頁参照。この主張は、当事者が契約の解除により相互に原状回復義務を負う新たな清算的契約関係に入る、というドイツの学説を根拠にしている。言い換えれば、原状回復義務は性質上、不当利得と異なる、法定の特別な義務である。

18) 劉春堂・前掲書385頁。

事者間の約定がある場合を除いて、259条を適用するより、むしろ不当利得の規定のみを適用するという判旨を一貫して維持してきた¹⁹⁾が、その理由付けは必ずしも明確ではない。

最高法院の見解に対して、不当利得の返還義務と解除による原状回復義務はもともと異なる本質を有するものである、と主張する有力説がある。それによると、不当利得は得た利益の返還を目的としているのに対して、原状回復は、給付物の現存利益を取り戻すのではなく、履行された給付の返還を目的としている。そして、有効の契約を前提と認識している善意の当事者が、給付物が損傷・滅失などの事由で返還不能になった場合に対して、不当利得の規定を適用することによって生じる不都合（返還責任又は価額返還責任の免除）を回避するために、不当利得法に基づくさまざまな理論構成（いわゆる差額説、双務契約関連説など）が考えられてきたが、それがかえって不当利得法の安定性を損なうことになりかねない。そこで、解除による原状回復の規定は、契約の解除の本質に合うのみでなく、回復方法と範囲が明確であるため、不当利得法に傾く実務の見解を見直す必要がある、という²⁰⁾。

4. 損害賠償

日本民法545条4項と全く同じ内容である260条の適用の問題は、実務の見解と学説が最も対立していると言える。同条は、債務不履行により引き起こされた損害は単に原状回復に頼るだけでは填補されえないから、債権者を保護するために、解除の遡及的効力を制限し、債務不履行による損害賠償請求権を存続させる必要があることを趣旨とする規定である。ところが、実務の一貫した見解によると、同条の損賠賠償の範囲は、解除権が行

19) 判旨によると、合意解除は「契約行為である。すなわち、最初の契約はその後の契約により解除されたのである。それで、契約の全部または一部がすでに履行されたとすれば、特に約定がない限り、当然原状回復に関する259条の規定を適用するのではない」。最高法院1970年台上字第4297号、1974年台上字第1989号判決、2004年台上字第1827号判決他多数参照。

20) 陳自強「雙務契約給付返還不當得利法之適用」國立中正大學法學集刊第74期（2022年1月）193頁、227頁以下。

使される前に生じた債務不履行による損害に限られ、契約の解除により新たに生じた損害を含めていないのである。例えば、最高法院1966年台上字第1188号判決によると、「民法260条は、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないと定めている。この規定によると、債権者は契約を解除すると同時に、損害賠償を請求することができる。しかし、債権者による損害賠償の請求は、契約の解除により新たに生じた損害賠償請求権ではなく、債務不履行（履行不能または履行遅滞）により生じた元々の損害賠償請求権が解除によりその効力を失わず、そのまま行使できることのみを意味する。よって、この損害賠償の範囲は、損害賠償の一般原則である216条に基づいて決める。この損害賠償請求権は債務不履行が生じた時点から請求しうるゆえに、その消滅時効もこの請求権が行使できる時点から起算する」²¹⁾。

履行利益賠償原則にこだわる上記の見解に対して、それが当事者から契約の消滅により生じた損害賠償の請求可能性を奪い、取引のニーズや解除権者の保護必要性に背く結果となるから、契約の消滅により生じたすべての損害を請求しうる完全賠償原則の導入を主張する説がある²²⁾。

なお、信託利益賠償原則を主張する学説によると、260条は、元々の給付義務が解除により消滅し、解除権の行使により損害を受けた解除権者に賠償請求権を与え、しかも賠償の範囲を信託利益に限定している規範であると位置づけられる²³⁾。この結論を支えるために、次のような例が挙げられている。すなわち、契約締結後、目的物の価格が高騰し続ける中、買主Aの催告を無視し、履行を拒んだ売主Bに対して、Aは、その契約を解除した後、元の契約価格よりも高い値段で第三者Cから同種類の物を購入し、購入価額と元の契約の価額との差額をBに損害賠償として請求するとする。この場合、もしBがAの請求する損害が解除前に生じたものではないと主張すれば、判例の見解によると、差額は確かに解除後生じた損害で

21) 同旨、最高法院1966年台上字第2727号判決。

22) 邱聰智『新訂民法債編通則（下）新訂一版』（自版、2001年）579頁。

23) 黃茂榮『買賣法（增訂五版）』（自版、2002年）437-440頁。

あるため、Aの請求は認められなくなるのである。しかし、このような結果は、契約を解除する前に、買主に第三者から代替物を購入せざるを得ないことを強いることとなる。と同時に、買主が契約を解除しないまま代替物を購入した後も、売主の遅れた給付を受領する義務が依然として存在しており、買主は、ジレンマに立たされる状態になりかねない。さらに、売主は、買主が解除を遅らせたため、損害が発生または拡大したから、過失相殺を適用し、売主の損害賠償責任を軽減すべきであると主張することもできる。いずれにしろ、判例の見解は、債権者を板ばさみに陥らせるリスクがあり、取引の活発化に不利な影響を及ぼす恐れがあるから、解除後に生じた損害も賠償範囲に入れるべきだ、という²⁴⁾。

反対説はそれなりに合理的であると言えるが、しっかり根づいている実務の見解を変えようとするのであれば、法改正を期待するしかないのである。

5. 原契約の債務の担保

契約の債務に担保がついている場合、担保の効力が、契約が解除された後の原状回復義務と損害賠償責任にも及ぶのかについて、明文の規定はないが、債務不履行が起きた際に、損害賠償責任も同時に発生するから、債務不履行責任を担保する責任もそれにつれて存続する、とするのが判例の見解である²⁵⁾。学説は、そもそも260条の賠償範囲が原契約の債務不履行により引き起こされた損害に限られているとすれば、それが元々の債務の延長線上にあるものであるから、担保の範囲に属する、という理由で実務の見解に賛同する。そして、それが損害賠償金を予定する違約金の約定に関する担保である場合も同じ結論になる²⁶⁾。

24) 林誠二・前掲書298-299頁。

25) 最高法院1972年台上字第2922号判決；最高法院1973年第3次民事庭庭推總會會議決議（四）。

26) 林誠二・前掲書297頁。なお、いわゆる懲罰的違約金は、性質上損害賠償の範囲を超えて、260条との関連性がないため、そのような約定に関する担保は解除後のその部分の賠償責任には及ばないと言われている（史尚寬・前掲書501頁）。

これに対して、原状回復義務に関しては、見解が分かれている。否定説によると、担保契約の付従性に基づけば、主たる契約が解除されるにつれて、担保契約もその効力を失うことになり、しかも原状回復義務は主たる債務の変形でもなく主債務の従たる債務でもないため、特に約定がない限り、原状回復義務は担保の及ぶ範囲に入らない²⁷⁾。これに対して、肯定説によると、担保は、当事者の一方に相手方の債務不履行により生じた不利益を被らせないよう、相手方の債務不履行に関する一切の債務の責任を引き受けることを目的とするものである。そして原状回復義務は、原契約の債務不履行に起因する以上、債務不履行による損害賠償責任と何ら変わりがなく、担保設定者がそれを予見できる責任でもあるから、特に当事者の特約により排除されない限り、担保責任は解除後の原状回復義務にも及ぶ²⁸⁾。

この問題は、結局単に保証責任の性質だけを議論しても結論が出せるものではなく、むしろ担保の責任範囲に関する現行法を適用する際に生じうる問題を総合的に考えてから、担保法と併せて改正するのが妥当ではないかと思われる。

(四) 解除権の消滅

解除権者は、法律の規定²⁹⁾または約定の期間内に解除権を行使しなかった場合の他に、257条に基づく相手方の催告に対する確答をしなければ、解除権が消滅する。さらに、繰り返しになるが、解除する前に、解除権者の責めに帰すべき事由による目的物の損傷・滅失などが原因で返還不能になった場合にも解除権は消滅する(262条)。後者に関しての議論は、前述した通りである。

27) 林誠二・前掲書293頁。

28) 劉春堂・前掲書397-398頁。

29) 例えば、365条1項に「買主は、物の瑕疵により契約を解除するとき、瑕疵を発見し、売主にそれを通知してから六か月以内に、解除権を行使しなければ、解除権は消滅する」と定められている。

（五）契約の解消（「終止」）

契約関係の解消については、解除と峻別して「終止」という概念がある。いわゆる継続的契約関係の中、法律の規定³⁰⁾がある、または給付がなお履行されていない例外の場合（例えば、賃料はすでに支払われたのに対して、賃貸物は引き渡されないままの場合）には、依然として解除を適用するが、それ以外の継続的契約関係は、当事者が法律の規定、約定、合意に基づいて契約関係を終止し、終止された契約は解除と違って、将来に向けてその効力を失うこととなる。そして263条は、終止権の行使と効果は、258条³¹⁾と260条³²⁾の規定を準用すると定めている。準用する規定は258条から260条までの間違いではないのかと疑問を呈する考えもあるが、通説によると、契約の終止は遡及的効力を有しないから、終止後に消滅したはずの債務を終止前に履行した場合にのみ、原状回復義務に関する259条を類推適用すれば足りるという。

なお、いわゆる継続的供給契約の一部が履行された場合にも終止を適用するののかについて、明文の規定はないが、履行途中で債務不履行が生じ、将来の給付に対する債権者の不安を引き起こせば、解除を類推適用して、将来に向けての契約関係を解消しうる、とするのが判例の見解である³³⁾が、明文の規定がない以上、当事者間に約定があり、または当事者の真意を確かめうる場合は別として、解除に関する規定を適用し、相手方に対して原状回復義務を負わなければならないとも言われている³⁴⁾。視点を変えれば、これはそれぞれの継続的供給契約の性質にかかわる問題ではないかと思われる。というのは、一言に目的物を継続的に供給するといっても、それが単に給付を量

30) 例えば、請負契約における瑕疵担保責任に関する解除（494条）、履行期前の請負人の遅滞による解除（503条）、注文者による協力義務違反の解除（507条）の場合。

31) 最高法院1975年台上字第2294号判決参照。

32) 最高法院2006年台上字第2152号判決参照。

33) 最高法院1999年台上字第28号、2011年台上字第675号判決。王澤鑑『債法原理第一冊—基本理論債之發生』（自版、1999年）147-149頁。

34) 林誠二・前掲書304頁。

的に分割して履行するものなのか、それとも質的に関連している給付を分割して履行するものなのか、を分けて考えることが必要だからである。前者の毎回の履行は契約の目的さえ達成すれば、債務不履行が生じても履行済みの法律関係を蒸し返す必要性は何もないのであるのに対して、履行済みの分は契約の目的を達成できなければ、債務不履行の効果が契約全体に影響を及ぼすことになるから、原状回復の対象にするのが妥当であろう。

三 「成果報告書」の提案のポイント

以上の内容を踏まえて、「成果報告書」の提案を説明する。

(一) 解除権の発生事由

「成果報告書」の提案は、基本的には、従来の債務不履行の三つの類型を義務違反に収束するのに伴い、現行法を組み立て直すと同時に、重大な義務違反による解除も組み入れる(提案254条)。具体的には、それは(1)履行不能による解除は経済的不能・道徳的不能の場合も含めること³⁵⁾、(2)催告を受けても履行しなかったり、追完しなかったりする場合。ただし、債務者が明確に履行を拒絶し、または絶対的定期行為である場合は、催告を必要としないこと³⁶⁾、(3)履行期前の債務者による履行の拒絶、または債務者が履行期が到来しても履行しないことは明らかであり、しかもその不履行が重大である場合、(4)債務者による付随義務の違反が明らかに契約の目的を損なった場合³⁷⁾、(5)その他の重大な契約違反の場合、となっている。そして、(5)の重大な契約違反とは、(a)契約違反そのものが、実質的には契約によって債権者が期待しうる利益を奪うこととなる場合(しかし、債務者が締約時にその結果を予見できなければ、この限りではない。)、または(b)契約違反が債務者の故意もしくは重大な過失によって引き起こされ、しかも債権

35) ドイツ民法275条参照。

36) ドイツ民法323条2項2号、2項1、2、3号参照。

37) CISG 72条、ドイツ民法323条4項参照。

者が将来の債務者の履行を期待し得ない場合、を指す（提案254条の1）³⁸⁾。

さらに、債務者の一部の履行について、それが契約をした目的（債権者の利益）を達することができなければ、契約の全部を解除することができる（提案254条の2）³⁹⁾と提案された。また、契約解除の事由が、主に債権者の責めにすべき事由、または受領遅滞中の債務者の責めに帰すべからざる事由により生じたものであれば、債権者は契約を解除することができないとも提案された⁴⁰⁾（提案254条の3）。

以上を見てきたように、提案は基本的には比較法の成果を取り入れて、帰責事由、履行不能の類型、催告の要否、履行期前の解除、付随義務違反による解除といった諸問題を網羅的に改めようとする。しかし、催告必要と催告不要という従来の区別に馴染んでいる認識の下では、提案の内容はやや複雑な印象を拭えない。後の改正案は、提案の内容に基づいて、さらに細緻化されることとなった。

（二）解除権の行使

解除権の行使に関しては、「成果報告書」の段階では、特に議論されなかったが、消滅不可分原則は改正案の段階では、それが、解釈によって解決できる問題であるから、特に明文に規定しなくてもよいこととなり、さらに、258条3項の「解除の意思表示の取消し」については、それが誤解を引き起こしやすい規定であるため、削除すべきだというコンセンサスを得た。

（三）解除の効果

1. 原状回復の方法と範囲

原状回復義務に関する259条をさらに明確にするため、「成果報告書」はまず現物で返還する部分と価額で返還する部分に分けて定めると提案し

38) CISG 25条、49条1項a号、64条1項a号、DCFR III.3:502条参照。

39) 民法226条2項、232条、ドイツ民法323条5項1文参照。

40) ドイツ民法323条6項、日本民法413条の2第2項、543条参照。

た。前者は受領した物(果実を含める)、利息を付ける金銭、支出した必要費・有益費(返還を受けた際に現存する利益に限る)を含める。後者は、受領したのが役務または物の使用、債務者が受領した物を消費・譲渡・加工・改造した場合、受領した物の損傷・滅失による返還不能の場合を含める(提案259条1、2項)。

この提案の中で、特に注目に値するのは、解除権の消滅事由の一つである現行法262条が削除された(その理由は、二(三)2で述べた通りである)上、それを原状回復の一環として、原状回復義務の債務者の免責事由を定めることに変えたことである。すなわち、価額で返還する義務が生じる当事者間の公平を保つため、返還不能が請求権者の責めに帰すべき事由により生じ、または受領した物は請求権者が占有しても損傷・滅失を免れ得ないなどの場合、価額返還義務を負わなくてよいと提案された(提案259条の1)⁴¹⁾。

これを引き継いで、改正案は、現行法の259条の条項に若干の調整を行った一方、価額返還については、解除の前後を問わず、受領した物の損傷・滅失による返還不能の場合、価額返還義務が生じるとし、前述した価額返還の免責事由を取り入れた。

2. 原状回復義務の適用対象

前述したように、法定解除や約定解除権の行使の場合、原状回復義務は不当利得と競合して適用され、そして、合意解除の場合、当事者間の特約がない限り、不当利得を適用すべきだとするのが判例の考えである。不当利得に偏重する理由は、不当利得法の要件と効果が抽象的で柔軟的に解釈できることにあるかもしれないが、それが妥当であるかどうかはまた別の問題である⁴²⁾。解除の効果を一元的に扱うべきという前提で、「成果報告

41) その他に、加工または改造したときに初めて契約を解除しうるほどの瑕疵が現れた場合、法定解除で解除権者が自らの事務を処理するのと同じ注意義務を果たしても、受領した物が損傷・滅失を免れ得ない場合が挙げられている。ドイツ民法346条3項参照。

42) 陳自強・前掲論文196頁。

書」は法定解除以外の原因による解除の効果も原状回復義務によると提案した（提案259条3項）。

繰り返しになるが、前述した近年の有力説が主張するように、解除の原因を問わず、解除されるまで有効な契約に基づく当事者の給付関係が中心となっているから、解除後の原状回復の請求もまた行われた給付の返還を目的とするものであって、決して給付を受領した者の得た利益を相手方に返させることを目的としているのではない。また解除されるまでは、有効な契約の当事者はいわゆる善意も悪意も問題ではないはずであるのに、いざ善意の受領者が返還不能になったら、新たな不当利得の類型を考えなければならない。判例の競合説は、結局原状回復義務と不当利得法との趣旨を混同し、安定性と明確性を有する原状回復義務の存在意義を犠牲にしたにほかならない⁴³⁾。

いずれにしろ、解除の原因と効果を整合させる提案は改正案にも取り入れられているが、果して受け入れられるかどうか、なお今後の動向を見守る必要がある。

3. 損害賠償

解除における損害賠償の範囲を解除前の債務不履行により惹起された損害に限る、と固持する判例の見解を改めるには、改正を待つしかないから、「成果報告書」は、契約を解除するか否かを問わず、債務不履行により生じたすべての損害を請求できる一方、契約の解除により生じた損害も請求できると提案した（提案260条）。そして、改正案も提案の内容を受け入れている。

4. その他

解除後の損害賠償責任及び原状回復義務の債務は、元の債務を保証する

43) 陳自強・前掲論文228-229頁。

担保の対象になるのか、また、解除された契約にあったADR、守秘義務、競業禁止⁴⁴⁾などの特約の効力については、いずれも「成果報告書」に特に取り上げられなかったが、改正案では、後者のみを明文化した⁴⁵⁾。

四 結びに代えて

以上、現行法における解除に関する規定や適用上の問題点と合わせて、「成果報告書」の提案と改正案の方向性を説明してきた。改正作業の素材を提供する提案は、一つの叩き台にすぎず、それを引き継ぐ改正案もまだ途中段階にとどまっている現在、この機会を借りて、改正を経験済みの日本法の成果から、何らかの示唆を受けることができれば幸いである。

なお、原状回復義務について付言すると、意思表示が無効となりまたは取り消された場合の効果は、113条によれば、「当事者が行為した際にその無効を知りまたは知りうべき場合、原状回復または損害賠償責任を負う」。ここでの原状回復も不当利得の規定を適用するとするのが判例の見解である⁴⁶⁾。ところが、「統一的契約返還給付関係」を主張する前述の有力説によると、113条の原状回復義務を259条に統合すべきだという⁴⁷⁾。これに対して、判例を踏まえて、この問題を不当利得法に統合させるべきだという考えもある。さらに、日本民法121条の2第2、3項のような例外を設けるべきかどうかもまた見解が分かれている。これは113条の趣旨とその位置づけにかかわる問題であり、今後のさらなる議論をすることが必要であろう。

44) フランス民法1230条参照。

45) 保証については、物的担保との関係をより詳細に議論する必要があるため、見送られた。

46) 最高法院1994年台上字第3022号判決。

47) 陳自強・前掲論文197頁。同「法律行為無効之回復原状—日本民法修正之啓發」月旦法學雜誌第314期(2021年7月)103頁。

台湾民法改正の最新動向（2・完）
台湾民法における「解除」の改正動向をめぐって（陳）

〔別表〕 対照表

現行法	日本民法	「成果報告書」 の提案
<p>第254条 契約当事者の一方に給付遅滞が生じた場合に、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。</p>	541	
<p>第255条 契約の性質又は当事者の意思表示により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の当事者の一方がその期間内に履行をしないときは、相手方は、前条の催告をすることなく、その契約を解除することができる。</p> <p>第256条 債権者は、第226条に定められる事情が生じた場合（※）には、その契約を解除することができる。 ※債務者の責に帰すべき事由による履行不能。</p>	542	254-254 の 3
<p>第257条 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。その期間内に解除の通知を受けていなければ、解除権は消滅する。</p>	547	維持
<p>第258条 1. 解除権の行使は、相手方に対して、意思表示により行われなければならない。 2. 契約の当事者の一方が数人である場合には、前項の意思表示は、その全員から又はその全員に対して行われなければならない。 3. 契約を解除する意思表示は、それを取り消すことができない。</p>	540、544	維持
<p>第259条 契約を解除したときは、各当事者は、法律の規定又は契約の約定のある場合を除いて、次に掲げる規定に従って、相互に相手方に原状回復義務を負う。 一 相手方から受領した物は、それを返還しなければならない。 二 金銭を受領した場合は、その受領時からの利息を付け</p>		

て、それを返還しなければならない。 三 受領したのが役務または物の使用である場合は、受領時の価額に換算して、金銭で返還しなければならない。 四 受領した物は果実が生じた場合、その果実を返還しなければならない。 五 返還すべき物に支出した必要費又は有益費は、相手方が返還時に得られる利益を限度に、その費用の返還を請求することができる。 六 返還すべき物は、損傷、滅失またはその他の事由により、それを返還することができない場合、その価額で返還しなければならない。	545 (1-3)	259-259 の 1
第260条 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。	545 (4)	260
第261条 当事者が契約の解除により生じた相互の義務は、第264条から第267条までの規定（※）を準用する。 ※同時履行の抗弁、不安の抗弁権、当事者の責めに帰すべからず事由による履行不能、相手方の責めに帰すべき事由による履行不能。	546	261
第262条 解除権を有する者が、自らの責めに帰すべき事由により、受領した物に損傷、滅失又はその他の事由による返還不能を生じさせた場合、解除権は、消滅する。加工又は改造によって、受領した物を他の種類の物に変えたときも、また同じ。	548	削除
第263条 第258条並びに第260条の規定は、当事者が法律に基づいて契約を解消する場合に準用する。		維持